

新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業の実施について

1 主旨

新型コロナウイルスの感染拡大に対応する医療機関の受入れ体制を強化するとともに、地域医療体制の確保を図るため、区内の医療機関を支援する補助事業を実施する。

なお、本件は第2次補正予算により実施するとともに、今後の補正予算により拡充を図る予定である。

2 医療機関支援の補助事業の概要

(1) 入院病床の確保支援

院内において新型コロナウイルス感染症専用病床を確保した区内医療機関を支援する。

なお、国又は地方自治体が設置者の医療機関を除く。(自衛隊中央病院【防衛省】、都立松沢病院【東京都】が対象外となる)

対象となる医療機関

ア) 国や都により新型コロナウイルスの入院医療機関としての位置づけがされた病院及び有床診療所

感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。)、東京都感染症診療協力医療機関、東京都感染症入院医療機関、新型コロナウイルス感染症重点医療機関・協力医療機関(患者発生によるみなし期間を含む)

イ) その他、区長が特に認める病院及び有床診療所

交付の要件

新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者のみを使用することができる病床であること。

なお、東京都等の補助事業を受ける病床(協力医療機関の確保病床等)についても助成対象とできる。

補助額

次に掲げる額の合計額

	区分	補助額
ア)	空き病床	1日につき1床 14,400円
イ)	区民使用病床	1日につき1床 8,000円

いずれも当該医療機関が対象医療機関に位置付けられている間に限る。

対応する患者の重症度等は問わない。

(2) 発熱外来の設置・運営

発熱外来に係る施設を臨時的に設置・運営する医療機関を支援する。

対象

区内の病院又は診療所（国又は地方自治体が設置者のものを除く。）であり、かつ、PCR検査について行政検体の受け入れ、または保険診療による検査を行うことのできる医療機関であること。

交付要件

- ・発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症の疑似症状を有する患者症状を有する患者を主に取り扱う窓口であること。
- ・1日に3時間以上の診療を行うものであること。
- ・発熱外来の対象以外の患者を診察する施設と空間及び動線が明確に区分されていること。（時間帯により分けている場合などは含めない）
- ・保険診療によるPCR検査、または行政検体の受け入れ実績があること。

補助額

一つの医療機関ごとに発熱外来で3時間以上の診療を行った日1日につき
41,700円

(3) 休業・縮小施設の再開支援

医療機関の従業員（医師、看護師、技師、事務員等）又は入院患者について、新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いがある者が発生したことにより、外来診療の一部又は全部の休診、病床の一部又は全部の使用を停止し、その後、補助期間中に再開した医療機関を支援する。

対象

区内の病院又は診療所（国又は地方自治体が設置者のものを除く。）

交付要件

ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

以下の全ての要件に該当すること

- ・休診の原因が当該医療機関の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者が発生したこと。
- ・休診していなければ、3時間以上の診察時間が予定されていたこと。
- ・補助期間内に外来診療を再開するものであること。

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

以下の全ての要件に該当すること

- ・病床使用停止の原因が、当該医療機関の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者の発生であること。
- ・補助期間内に病床の使用を再開するものであること。
- ・上記2 - (1) 入院病床の確保支援の補助申請をしていないこと。

補助額

ア) 休診した1のラインごとに、休診した日1日につき41,700円

休診しなければ3時間以上の診察時間が予定されていた日に限る。

イ) 使用を停止した病床1つ・使用しなかった日1日につき8,000円

なお、ア)・イ)とも、休診期間または病床の使用停止期間と、り患者または疑いのある者の健康観察期間中のいずれか短い期間を助成期間とする。

3 補助期間

令和2年1月30日から令和3年3月31日まで(延長後)

4 所要経費 合計741,819千円

	所要額(合計)	2次補正	3次補正計上予定
合計	741,819千円	308,140千円	433,679千円
入院病床の確保支援	661,431千円	206,640千円	454,791千円
発熱外来の設置	38,240千円	40,500千円	2,260千円
休業・縮小施設の再開支援	42,148千円	61,000千円	18,852千円

3次補正予算案では、2次補正での事業内容について、実施期間を令和2年9月30日から令和3年3月31日までに延長する。

また、歳入予算は、第2次補正予算、第3次補正予算案とも、全額について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものとする。

5 今後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染や入院等の状況、国・都の支援事業の動向、医療機関の要望などを踏まえて、今後の支援について検討する。

6 今後のスケジュール(予定)

令和2年 8月25日～ 区ホームページ等による周知

交付申請等受付開始

10月以降

補正予算議決後、事業の期間延長